

栃木県大規模行為景観形成基準

平成16年2月3日

栃木県告示第50号

改正 平成17年2月14日告示94号

区 分	基 準	
基 本 的 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。 2 大規模行為を行う土地について、景観法（平成16年法律第110号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策又は県若しくは市町村が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。 3 見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること。 	
大規模建築物等（建築物に限る。）の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	位 置 及 び 規 模	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 2 山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。 4 建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。 5 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 6 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
	形 態 及 び 意 匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。 2 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。 4 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
	色 彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。 2 地域の特性に配慮した色彩とすること。
	材 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。 2 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
	敷 地 の 緑 化	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 2 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 3 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
	そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。 2 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 3 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事堀等により、できる限り修景の工夫をすること。 4 建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 5 建築物の移転後の跡地は、周囲の景観と調和させること。

区	分	基 準
大規模建築物等 (工作物に限 る。)の新築、増 築、改築、移転又 は外観の変更	位 置 及 び 規 模	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 2 山稜の近傍にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。 3 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。 4 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。 5 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。
	形 態 及 び 意 匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。 2 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。
	色 彩 材 料	<p>地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。 2 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。
	敷 地 の 緑 化	<ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 2 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 3 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。
	そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 2 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。 3 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 4 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。
大規模開発行為	土地の形状及び緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1 長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。 2 のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。 3 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。
	そ の 他	優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。